

## 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に慎重な対応を求める意見書

安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)は5月15日、「報告書」を公表した。「報告書」は、集団的自衛権の行使を禁止してきた従来の政府解釈は「適当ではない」として、その容認を公然と求めるものとなっている。

集団的自衛権行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するという事である。それは、「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めを外すことに他ならない。

従来、政府は、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」(昭和58年4月、角田内閣法制局長官)とし、憲法上許されないとしてきた。

日本が攻撃されていなくても武力で協力する集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争への道に引き込むものである。憲法解釈の変更で違憲の集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義の破壊である。

集団的自衛権は、ベトナム戦争、アフガニスタン戦争などの口実として使われてきた。

日本国憲法は前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう」と述べるとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安全と生存を保持しよう」と決意した」としている。世界でも今、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題を解決することが大きな流れとなっている。東南アジア諸国連合(ASEAN)では、互恵と紛争の平和的な解決の枠組みづくりが大きく前進してきている。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道をこそ、日本が進むべきである。世論調査でも集団的自衛権行使に反対の声が増え、日本弁護士会や歴代の内閣法制局長官もこれに反対する声を上げている。

よって、国及び政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認については、慎重に審議されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月20日

愛知県丹羽郡大口町議会

衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
外務大臣	岸田文雄	殿